

## **[事案 30-320] 新契約無効請求**

・令和元年 11 月 6 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 4 月に契約した米ドル建積立利率変動型終身保険について、募集人から、契約後 3 年経過すれば元本保証されるとの誤説明を受けて契約したため、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

契約の無効および既払込保険料の返還という対応を含めた解決方法を検討する。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、保険会社より、契約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。